

愛知県企業庁談合情報処理マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認、調書の作成

(1) 企業庁職員は、入札に付そうとする又は付した建設工事及び測量、設計等業務委託（以下「建設工事等」という。）について入札談合に関する情報があつた場合には、当該情報の提供者の氏名、連絡先等を確認のうえ、次の各号に掲げる事項について可能な限り情報を把握するよう努めること。なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

- ア 対象工事（業務）
- イ 落札予定者
- ウ 落札（入札）予定金額
- エ 談合が行われた日時、場所、方法
- オ 談合等に関与した具体的な業者名等
- カ 発注者が公表していない情報
- キ その他談合に参加した者でしか知り得ない情報

(2) 企業庁職員は、入札談合に関する情報があつた場合又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、速やかに愛知県企業庁公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務局に通報するとともに、報告書（様式1-1又は様式1-2）を提出すること。

2 報告

事務局は、1により入札談合に関する情報又は談合があると疑うに足りる事実（以下「談合情報等」という。）の通報を受けた場合には、速やかに委員長へ報告する。

3 委員会の招集、審議及び結果の通知

委員長は、談合情報等の報告があつた場合には委員会を招集し、当該情報の具体性、信憑性を踏まえ、調査の対象とするか否か及び調査を行う場合の調査方法並びに調査結果を踏まえた入札手続の取扱い等について審議し、第2以下の調査の実施並びに入札手続の取扱い等を決定する。

4 愛知県入札監視委員会への報告、検証等の依頼

(1) 企業庁長は、委員会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした建設工事の談合情報等については、必要に応じて審議結果報告書（様式4）により入札監視委員会に

報告し、入札監視委員会の検証等が必要な場合には入札監視委員会に談合情報検証会議（以下「検証会議」という。）の開催を依頼する（様式5）。

なお、検証等に係る手続等については、愛知県入札監視委員会開催要綱によるものとする。

- (2) 入札監視委員会に検証会議の開催を依頼した場合は、企業庁長は、入札監視委員会の検証結果を委員会に報告し、委員会は、入札監視委員会の検証結果を踏まえて、談合情報等の最終的な対応について審議する。
- (3) 企業庁長は、建設工事に関する談合情報等の最終的な対応について、入札監視委員会へ適宜報告する。
- (4) 測量、設計等業務委託の談合情報等については、入札監視委員会への報告、検証等は必要としないものとする。

5 公正取引委員会等への通報

企業庁長は、委員会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした談合情報等については、必要に応じて談合情報等調査結果通知書（様式2-1）により、公正取引委員会事務総局中部事務所、愛知県警察本部等へ通報する。

6 報道機関等への対応

報道機関等から談合情報等についての対応状況の説明を求められた場合には、本庁にあっては総務課長が、各水道事務所、各工事事務所等（以下「各出先機関」という。）にあっては各出先機関の次長が行う。なお、水質試験所にあつては、所長代理が行う。

第2 具体的な対応

1 入札執行前に談合情報等を把握した場合（別紙調査フロー図1）

- (1) 談合の事実を示す具体的な証拠（メモ、テープ等の物的証拠等）を入手した場合など信憑性が相当程度高いと認められる談合情報等については、必要に応じて事前調査を行う。なお、事前調査は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前日までに行うか、又は入札を延期したうえで行う。

ア 事前調査において入札参加者等に対して事情聴取を行う場合は、聴取結果について、事情聴取書（様式4）を作成する。事情聴取時に入札参加者等から談合行為を行っていない旨の申告があった場合には、誓約書の提出を求める。

イ 談合情報等の内容又は事前調査の結果により、談合の事実があったと認められる場合又は談合の事実が認められないが、談合の疑いが極めて強い場合には、愛知県建設工事関係入札者心得書（以下「入札者心得書」という。）第12条第2項を適用し、入札の執行を取

りやめる。これら以外の場合には、(2)以下の手続により入札を執行する。

(2) 信憑性が相当程度高いとは認められない談合情報等があった場合は、入札監視委員会へ報告したうえ、入札を執行する。ただし、入札を執行する場合、全ての入札参加者から、入札に際し提出させる工事費内訳書又は委託業務費積算内訳書（以下「工事費等内訳書」という。）について、当該工事費等の積算内容を把握している県の技術職員を同席させ、速やかに工事費等内訳書のチェックを行い、積算の内容について確認する。

(3) 談合情報等と入札結果の照合

ア 談合情報等の内容と入札結果が異なり、かつ、工事費等内訳書のチェックの結果により談合の事実があると疑うに足りる事実が認められない場合は、落札者を決定する。

イ 談合情報等の内容と入札結果が一致し、談合情報等の信憑性が高いと認められる場合は、落札決定手続を保留し、速やかに入札監視委員会に検証会議の開催を依頼する。入札監視委員会の検証結果を踏まえ、談合の事実があったと認められる場合は入札者心得書第14条第4号を適用し、入札を無効とする。また談合の事実が認められないが、談合の疑いが極めて強い場合は、入札者心得書第12条第2項を適用し、入札を無効とする。これら以外の場合は、ウ以下の手続により調査を行う。

ウ 談合情報等の内容と入札結果が一致した部分がある場合又は工事費等内訳書のチェックの結果により談合があると疑うに足りる事実があったと認められた場合は、落札決定手続を保留し、入札監視委員会に検証会議の開催を依頼したうえ、入札参加者等に対して事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書（様式3）を作成する。事情聴取時に、入札参加者等から談合行為を行っていない旨の申告があった場合には、誓約書の提出を求める。

(4) 事情聴取等の結果を入札監視委員会へ報告し、入札監視委員会の検証結果を踏まえ、談合の事実があったと認められる場合は、入札者心得書第14条第4号を適用し、入札を無効とする。また談合の事実があったと認められないが、談合の疑いが極めて強い場合又は談合の疑いが強い場合は、入札者心得書第12条第2項を適用し、入札を無効とする。これら以外の場合は、落札者を決定する。

2 入札執行後契約締結前に談合情報等を把握した場合（別紙調査フロー図2）

(1) 談合の事実を示す具体的な証拠（メモ・テープ等の物的証拠等）を入手した場合など、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、入札者心得書第14条第4号を適用し、入札を無効とする。

(2) 上記(1)に該当しない場合においては、談合情報等の内容を入札監視委員会へ報告し、併せて検証会議の開催を依頼したうえ、入札参加者等に対して事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書（様式3）を作成する。事情聴取時に、入札参加者等から談合行為を行っていない旨の申告があった場合には、誓約書の提出を求める。

- (3) 入札に際し提出させた工事費等内訳書について、当該工事費等の積算内容を把握している県の技術職員により工事費等内訳書のチェックを行い、積算の内容について確認する。
- (4) 事情聴取等の結果を入札監視委員会へ報告し、入札監視委員会の検証結果を踏まえ、談合の事実があったと認められる場合は入札者心得書第14条第4号を適用し、入札を無効とする。また談合の事実があったと認められないが、談合の疑いが極めて強い場合又は談合の疑いが強い場合は、入札者心得書第12条第2項を適用し、入札を無効とする。これら以外の場合は、落札者と契約を締結する。

3 契約締結後に談合情報等を把握した場合（別紙調査フロー図3）

- (1) 談合情報等の内容を入札監視委員会へ報告し、併せて検証会議の開催を依頼したうえ、入札参加者等に対して事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書（様式3）を作成する。

ただし、談合の事実を示す具体的な証拠（メモ・テープ等の物的証拠等）を入手した場合など、明らかに談合の事実があったと認められる場合には、当該着工工事等の進捗状況等を考慮して、次の措置を講ずる。

- ア 愛知県公共工事請負契約約款第43条第1項のほか各契約約款の契約解除条項に基づき、契約を解除する場合

精算手続きを行う。

- イ 契約を解除しない場合

工事等を続行・完成させる。

- (2) 上記（1）に該当しない場合においては、談合情報等の内容を入札監視委員会へ報告し、併せて検証会議の開催を依頼したうえ、入札参加者等に対して事情聴取を行う。聴取結果については、事情聴取書（様式4）を作成する。事情聴取時に、入札参加者等から談合行為を行っていない旨の申告があった場合には、誓約書の提出を求める。

- (3) 入札に際し提出させた工事費等内訳書について、当該工事費等の積算内容を把握している県の技術職員により工事費等内訳書のチェックを行い、積算の内容について確認する。

- (4) 事情聴取等の結果を入札監視委員会へ報告し、入札監視委員会の検証結果を踏まえ、談合の事実があったと認められる場合には、当該工事等の進捗状況等を考慮して、（1）ア又はイの措置を講ずる。

第3 個別手続の手順等

1 事務局への通報

談合情報等を得た場合には、電話等により速やかに事務局に通報した後、報告書（様式1-1又は様式1-2）を作成し、事務局に提出する。

2 公正取引委員会等への通報

公正取引委員会事務総局中部事務所、愛知県警察本部等への通報は、委員会において談合情報等への対応を審議した都度、審議結果通知書、事情聴取書、誓約書、入札執行調書の写し等を送付するものとする。ただし、企業庁長が必要と認めるときは、随時通報するものとする。

なお、入札執行前に談合情報等があった場合において、入札を執行した結果、談合情報等の内容と入札結果が異なった場合は、その結果を談合情報等に係る入札結果通知書（様式3の2）により公正取引委員会事務総局中部事務所、愛知県警察本部等へ通報する。

3 事情聴取の方法等

- (1) 事情聴取は、事情聴取の対象業者を個別に呼び、談合事実の有無、当該入札に関する打合せ等の有無及びその他参考となる事項について、聴き取りを行う。
- (2) 建設工事の談合情報等に関する対象業者への事情聴取は、原則として入札監視委員会委員の同席のもと行う。
- (3) 聴取結果については、事情聴取書を作成し、委員長に報告する。また、建設工事に関する事情聴取書は、入札監視委員会へも報告する。
- (4) 事情聴取及び聴取結果の入札監視委員会への報告は、原則として、総務課にあつては契約事務を所掌する主幹、各出先機関事務所等にあつては次長が行う。なお、水質試験所にあつては、所長代理が行う。

4 入札監視委員会の検証等

検証会議への提出書類は、報告書（様式1-1又は様式1-2）、事情聴取書、入札執行調書、工事費内訳書の写し及びその他関連資料とする。

5 誓約書の提出等

事情聴取時に入札参加者等から談合行為を行っていない旨の申告があった場合には、別紙を参考に誓約書の提出を求める。

6 工事費等内訳書のチェック

全ての入札参加者から、入札に際し提出させる工事費等内訳書について、技術職員により談合の形跡の有無をチェックのうえ、入札書を開札し、工事費等内訳書と突合する。

突合の結果、談合があると疑うに足る事実があったと認められた場合は、落札決定手続を保留し、入札参加者に対して事情聴取を行う。

第4 委員会、本庁各課、各出先機関及び事務局の所掌事務

1 委員会

- (1) 事務局から談合情報等についての報告があった場合に、談合情報等の具体性、信憑性を踏まえ、調査の対象とするか否かについて審議する。
- (2) 入札監視委員会への報告及び検証等の必要性（建設工事に限る。）並びに公正取引委員会事務総局中部事務所及び愛知県警察本部等への通報の必要性を審議する。
- (3) 入札執行前に談合情報等を把握した場合の入札参加者等に対する事前調査の必要性を審議する。
- (4) 入札参加者等に対する事情聴取の必要性を審議する。
- (5) 談合の事実の有無について審議する。
- (6) 入札の延期又は取りやめの必要性を審議する。
- (7) 入札を無効とする必要性を審議する。
- (8) 入札に際し提出させる工事費等内訳書のチェックの必要性を審議する。
- (9) 契約を解除する必要性を審議する。

2 本庁各課

- (1) 談合情報があった場合に、事務局に通報する。
- (2) 入札に際し提出させる工事費等内訳書をチェックする。（本庁契約に限る。）
- (3) 検証会議に出席する。（本庁契約に限る。）

3 各出先機関

- (1) 談合情報等があった場合に、事務局に通報する。
- (2) 入札参加者等に対する事情聴取を行う。（所長委任に限る。）
- (3) 入札を延期又は取りやめる。（所長委任に限る。）
- (4) 入札を無効とする。（所長委任に限る。）
- (5) 入札参加者等が入札談合を行っていないと申告する場合に誓約書の提出を求める。（所長委任に限る。）
- (6) 入札に際し提出させる工事費等内訳書をチェックする。（所長委任に限る。）
- (7) 契約を解除する。（所長委任に限る。）
- (8) 検証会議に出席する。（所長委任に限る。）

4 総務課又は事務局

- (1) 談合情報等について、委員長に報告する。
- (2) 入札監視委員会に報告し、必要に応じて談合情報検証会議の開催を依頼する（建設工事に限る。）。
- (3) 公正取引委員会事務総局中部事務所、愛知県警察本部等に通報する。

- (4) 入札参加者等に対する事情聴取を行う。(本庁契約に限る。)
- (5) 入札を延期又は取りやめる。(本庁契約に限る。)
- (6) 入札を無効とする。(本庁契約に限る。)
- (7) 入札参加者等が入札談合を行っていないと申告する場合に誓約書の提出を求める。(本庁契約に限る。)
- (8) 契約を解除する。(本庁契約に限る。)
- (9) 検証会議に出席する。

附 則

このマニュアルは、平成 7 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成 18 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成 20 年 1 月 4 日から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成 21 年 9 月 14 日から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成 23 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

このマニュアルは、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

様式 1 - 1

元号 年 月 日

談 合 情 報 報 告 書

公正入札調査委員会委員長 殿

所属 職 氏名

事実を受けた日時	元号 年 月 日 () 時 分
工事名又は委託業務名	
入札 (予定) 日時	元号 年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 ・その他 役職・氏名等 電話
受 信 者	
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 手 段	
応 答 の 概 要	

談 合 疑 義 事 実 報 告 書

公正入札調査委員会委員長 殿

所属 職 氏名

事実を得た日時	元号 年 月 日 () 時 分
工事名又は委託業務名	
入札 (予定) 日時	元号 年 月 日 () 時 分
談合があると疑うに足りる 事実を申し出た職員	所属 職 氏名
談合があると疑うに 足りる事実を得た根拠	

様式 2 - 1

企総第 号
元号 年 月 日

公正取引委員会事務総局中部事務所長
殿
愛知県警察本部刑事部長

愛知県公営企業管理者
企 業 庁 長

談合情報等調査結果について（通知）

愛知県企業庁所管の〇〇工事又は〇〇業務委託の入札に係る談合情報等について、下記の資料を送付します。

（なお、本件入札は、元号 年 月 日まで延期することとしました。）

（なお、本件入札は、取りやめることとしました。）

（なお、本件入札は、無効とすることとしました。）

（なお、本件工事（委託）契約は、解除することとしました。）

〔（ ）は、入札の延期、取りやめ若しくは無効又は契約の解除を行う場合〕

記

談合情報報告書（写し）

事情聴取書（写し）

誓約書（写し）

工事費内訳書

入札書

入札執行調書（写し）

その他関連資料

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 10 条に該当すると疑うに
足りる事実について

※該当する資料を添付すること

担当

電話

内線

様式 2 - 2

企総第 号
元号 年 月 日

公正取引委員会事務総局中部事務所長
愛知県警察本部刑事部長 殿

愛知県公営企業管理者
企 業 庁 長

談合情報に係る入札の結果について（通知）

愛知県企業庁所管の〇〇工事又は〇〇業務委託の入札について、下記の資料を送付
します。

記

談合情報報告書（写し）
入札執行調書（写し）

担当
電話
内線

様式3

事 情 聴 取 書

工事名又は
委託業務名

路線等の名称

工事場所

聴取事項 1
2
3

聴取者職氏名

聴取場所

聴取結果

業 者 名		
職 名		
氏 名		
聴取日時		
聴 取 内 容	1	
	2	
	3	

様式4

元号 年 月 日

公正入札調査委員会審議結果報告書

愛知県入札監視委員会委員長 殿

愛知県公営企業管理者
企 業 庁 長

工 事 名	
路 線 等 の 名 称	
工 事 場 所	
入 札 (予 定) 日 時	元号 年 月 日 () 時 分
審 議 結 果	

※談合情報報告書（写し）を添付する。

様式 5

企総第 号
元号 年 月 日

愛知県入札監視委員会委員長 殿

愛知県公営企業管理者
企 業 庁 長

談合情報検証会議の開催について（依頼）

愛知県企業庁所管の〇〇工事の入札に係る談合情報に関して、検証等をお願いします。

担当
電話
内線

※談合情報報告書（写し）を添付する。

別紙

誓 約 書

元号 年 月 日に貴県が執行した（執行する予定であった）
工事（委託業務）の入札に関し、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2に抵触する
行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約しま
す。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び愛知県警察本部に送付されても異議あ
りません。

元号 年 月 日

愛知県公営企業管理者
企 業 庁 長 殿
(愛知県 事務所長)

住 所
会 社 名
代表者職氏名